

### 社会福祉法人 江津市社会福祉協議会

(本 所) 〒695-0011 江津市江津町1518番地1江津ひと・まちプラザ内  
TEL (0855) 52-2474 FAX (0855) 52-2308  
ホームページアドレス <http://gotsu-syakyo.jp/>  
E-mail [info@gotsu-syakyo.jp](mailto:info@gotsu-syakyo.jp)

(桜江連絡所) 〒699-4226 江津市桜江町川戸11番地1  
TEL (0855) 92-1450 FAX (0855) 92-0205  
E-mail [sakura-s@soleil.ocn.ne.jp](mailto:sakura-s@soleil.ocn.ne.jp)

新型コロナウイルスの影響により、地域に集う活動の実施が難しくなっています。

このため、江津市社会福祉協議会は、新型コロナウイルス感染の予防とあわせて地域の福祉力の向上を願い、本ポスターを社協支会などに配布いたしました。

また、今後も住民一人ひとりが「3密」を避けながら、新しい生活様式に沿った地域の活動が実施できるよう支援してまいります。



江津市社会福祉協議会における新型コロナウイルスに関する支援特集	
緊急小口資金特例貸付について	P 2
総合支援資金特例貸付について	P 3
住居確保給付金について	P 4~5

「シリーズ権利擁護」をはじめました。

# 生活資金に関する貸付制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で、生活資金でお悩みの方に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。



## 資金種類

### 緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症特例貸付）

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の貸付を行います

対象世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限額	10万円以内（下記のいずれかに該当する場合は20万円以内） <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき</li><li>・世帯員に要介護者がいる場合</li><li>・世帯員が4人以上いる場合</li><li>・世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合</li><li>・世帯員に新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合</li><li>・世帯員に個人事業主等があり、その収入減少により生活に要する費用が不足するとき</li><li>・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合</li></ul>
据置期間 (返済猶予期間)	1年（12か月）以内 ※貸付金額や世帯状況を勘案しながら決めます。
償還期間 (返済期間)	2年（24か月）以内 ※貸付金額や世帯状況を勘案しながら決めます。
貸付利子・保証人	無利子・不要

### 総合支援資金【生活支援費】（新型コロナウイルス感染症特例）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います

対象世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	（二人以上）月20万円以内（単身）月15万円以内 ※貸付期間は3か月以内
据置期間 (返済猶予期間)	1年（12か月）以内 ※貸付金額や世帯状況を勘案しながら決めます。
償還期間 (返済期間)	10年（120か月）以内 ※貸付金額や世帯状況を勘案しながら決めます。
貸付利子・保証人	無利子・不要

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

## 手続きの流れ



### ①相談

まずは、特例貸付相談専用電話へお電話ください。  
電話にて世帯状況、申請方法等を確認させていただきます。

### ②申請

申請は「窓口」と「郵送」の二通りがあります。

#### 【郵送の場合】

- ①本会より申請者へ申請書類と記入例を送付します。  
※ネット環境が整っている場合  
QRコードから申請書類を印刷し使用してください。⇒
- ②必要事項を記入し、必要書類が整い次第、本会へ郵送して下さい。
- ③本会で書類のチェックを行います。



### ③審査

島根県社会福祉協議会にて審査を受けます。

### ④通知

審査終了後、本会から申請者に審査結果を通知します。  
(貸付決定の場合は、県社協より貸付金が送金されます)

## 申請に必要なもの

## (緊急小口資金・総合支援資金共通)

### ①住民票 (原本)

直近3か月以内で世帯員全員が記載されたもの

### ②本人確認書類 (次のいずれか) ※住民票に記載の住所と本人確認書類の住所が一致していること

- ・自動車運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・健康保険証
- ・【外国籍の方】在留カード (特別永住者証明書)

### ③印鑑 (朱肉をつけて押すもの)

### ④貸付金を送金する銀行通帳またはキャッシュカード

※原則、「山陰合同銀行」か「島根県農業協同組合」となります。

該当する口座がない場合はその旨をお伝えください。

## お願い

相談等で本会へ来所される場合は、マスクの着用にご協力ください。

## 問い合わせ先

### 江津市社会福祉協議会

○特例貸付相談専用電話 ① 080 - 8231 - 1131 ② 080 - 8231 - 1561

○FAX : (0855) 52 - 2308

受付時間 : 土日祝祭日を除く平日 9 : 00 ~ 16 : 00

※特例貸付に関する詳細は、本会ホームページから確認できます

江津市社会福祉協議会

検索



# 住居確保給付金のご案内

## 【事業内容】

離職・休業等により収入が減少し、住居を失っている人又は失うおそれのある人を対象として、就職の支援とともに、3カ月間（最長9カ月間）家賃（管理費、共益費等は除く）の全部または一部を助成するものです。

## 【支給対象者】

以下①～⑦のすべての項目に該当する人。

①	次の(ア)～(エ)のいずれかの状況に該当していること (ア) 離職・廃業から2年以内で、住居を喪失している (イ) 離職・廃業から2年以内で、住居喪失のおそれがある (ウ) 休業等（※）により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあり、住居を喪失している (エ) 休業等（※）により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあり、住居喪失のおそれがある ※休業等とは、給与等を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同等程度の状況にあることをいう
②	離職または休業等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
③	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること（注1）
④	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること（注1）
⑤	ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと（注2）
⑥	国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
⑦	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

注1）江津市の場合の収入・資産要件は下記のとおり（7人以上の世帯についてはお問い合わせください）

	収入要件（収入基準額）	資産要件（世帯金融資産額）
単身世帯	基準額 78,000円＋家賃額（※家賃額上限37,000円）	468,000円以下
2人世帯	基準額115,000円＋家賃額（※家賃額上限39,000円）	690,000円以下
3人世帯	基準額140,000円＋家賃額（※家賃額上限42,000円）	840,000円以下
4人世帯	基準額175,000円＋家賃額（※家賃額上限45,000円）	1,000,000円以下
5人世帯	基準額209,000円＋家賃額（※家賃額上限48,000円）	1,000,000円以下
6人世帯	基準額242,000円＋家賃額（※家賃額上限48,000円）	1,000,000円以下

### 算定する収入の範囲

- ①就労等収入（給与収入の場合、総支給額から交通費支給額を除いた額。自営業の場合、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）、②公的給付等（雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金）、③親族等からの継続的な仕送り

※借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは算定しない

※未成年かつ就学中の子の収入は計上しない（ただし、就学中の対象となる学校等に、大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の過程など昼間以外の過程は含まない。）

注2）令和2年4月30日の法令改正により、当面の間、申請時点でのハローワークへの登録は不要

## 【支給を受ける条件】

①月4回以上、江津市社会福祉協議会の面接等の支援を受けること、②月2回以上、ハローワークで職業相談等を受けること、③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※令和2年4月30日の法令改正により、当面の間、上記①は所定の様式による月1回の郵送・FAX・メール等による報告に緩和。また、②および③については任意となりました。

## 【支給額】

下記の額を上限として、実家賃額（管理費、共益費等は除く）と比べて低い額を支給します。なお、申請月の世帯収入合計額が基準額（上記注1参照）を上回る場合は、上回る額を減じます。

世帯	支給額上限	世帯	支給額上限	世帯	支給額上限
単身世帯	37,000円	3人世帯	42,000円	5人世帯	48,000円
2人世帯	39,000円	4人世帯	45,000円	6人世帯	48,000円

※7人以上の世帯についてはお問い合わせください

## 【相談から支給までの流れ】

### 1 初期相談（電話での状況確認）

感染症拡大防止のため、まずはお電話でご相談ください。電話で状況を確認した後、申請書等を送付させていただきます。（申請に必要な様式については本会ホームページからダウンロードすることもできます。）

### 2 申請

下記の申請に必要な書類をそろえてご提出ください。（郵送での提出も可能です）

※不備や追加書類があれば申請者に連絡いたします。また、面談日を設けさせていただく場合もございます。

#### 〈申請に必要な書類〉

①申請書等（生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A））

②本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票等）の写し

※顔写真のない証明書の場合は2つ以上必要

③申請時点で2年以内に離職・廃業が確認できる書類（離職票、給与振り込み記録のある通帳）、又は収入の減少が確認できる書類（雇用主からの休業を命じる文書等）の写し

④本人及び生計を一にする同居の親族のうち収入のある人について収入が確認できる書類（給与明細、預金通帳の写しなど）

⑤本人及び生計を一にする同居の親族の金融資産が確認できる書類（預金通帳、定期預金証書の写しなど）

※通帳はすべて記帳して、表紙と表紙の次頁部分と直近3か月分の入出金の記録ページの写しをつける

【以下の書類は①～⑤を提出・内容確認後に追加提出をお願いする書類ですが、①～⑤と一緒に提出も可】

⑥入居住宅関係書類（所定の様式は主に不動産媒介業者や家主等に記入していただく書類です）

・〔住居を喪失している人の場合〕入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）

・〔住居喪失の恐れがある人の場合〕入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）および賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（更新時の契約書に契約内容が省略されている場合は原契約書の写しも必要）

### 3 審査～支給

ご提出いただいた申請書等に基づき江津市において審査され、支給決定した場合は決定通知書が交付されます。

給付金は、江津市から住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込まれます。

## 【その他】

以上の取り扱いについては令和2年5月25日現在のものです。変更があれば本会ホームページ（<https://gotsu-syakyo.jp/>）などでお知らせいたします。また、申請に必要な様式のダウンロードもホームページから行えます。

## 【お問い合わせ先】

〒695-0011 江津市江津町1518-1 パレットごうつ2階

江津市社会福祉協議会（生活支援相談センター）

【専用電話】080-8231-1856 【FAX】(0855)52-2308 【受付時間】9:00～16:00

郷田小学校6年生



## 手づくりマスクで届ける“思いやり”



江津市社会福祉協議会は  
児童・生徒が福祉の心を育む  
「福祉学習」の機会を応援しています！

郷田小学校6年生が家庭科の授業で「1～5年生のためにできること、地域のためにできることは何か」をテーマに話し合い、昨今のマスク不足からマスクの作成に取り組むことになりました。

マスクづくりに必要な布やゴムなどの材料集めからのスタート。必要な材料を集めるため、自分たちでチラシを作成し児童・保護者等に協力を呼びかけました。作り方もみんなで調べ、慣れないミシン作業も互いに協力しながら、一つひとつに思いを込め丁寧に作り上げました。

6年生の下級生への思いやりの気持ちが詰まったマスクは1～5年生全員へ配布されました。自分たちで作ったマスクを笑顔で受け取ってくれたことがとても嬉しかったようで、家庭科の福間教諭も「今回のマスクづくりを通じて、児童たちが仲間と共に自分たちの思いを表現することの大切さを学んだと思う。児童の成長に繋がる良い機会になった。」と仰っていました。

### —マスクづくりに取り組んで— (感想の一部をご紹介します)

- マスクを一生懸命、ていねいに縫ったから、早くみんなにつけてほしいなと思いました。役に立てたらいいなと思いました。
- みんなで協力してマスクを作って、全校に渡せたので良かったです。みんなが笑顔になってよかったです。



### マスクの材料 募集中!

6年生がマスクを作りたいと思います。しかし、今材料が不足しています。そこで、みなさんに材料を寄付して欲しいです。ご家族に材料があれば持ってきてください。

材料になるもの  
シャツ、スカート、ていねい、大き目のハンカチ、布、ゴム、ストッキング、包帯など  
使い捨てマスクのゴムだけでいいです。  
※外して持ってきてください。

持ってきた布やゴムは、たんばば教室に袋を置くので、その袋に入れてください。



## 令和2年4月生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)が配置されました

生活支援コーディネーターは、地域の活動状況の把握や生活の困りごとなどの相談を受けるため、皆さんの地域に訪問し、地域の皆さんと一緒にその解決方法を考え、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指します。(直通電話52-7034)

うめ だ のり ひとし  
梅田 賀 千

(担当地区：波積・黒松・都治・浅利・松平)  
お気軽にお声をかけてください。  
よろしくお願いいたします。

くぼた やす あり  
久保田 康 雄

(担当地区：長谷・市山・川戸・川越・谷住郷)  
桜江地区の皆様、よろしくお願いいたします。

うら た り え こ  
浦田 理恵子

(担当地区：都野津・二宮・敬川・波子・跡市・有福温泉)  
福祉の仕事は初めてですが、皆様のお力を借りて頑張りますのでよろしくお願いいたします。

みや うら ひとみ  
宮内 理美

(地区担当：渡津・郷田・嘉久志・和木)  
地域の事を教えてください。  
よろしくお願いいたします。

# 令和元年度 江津市社会福祉協議会の決算を報告します

## 財産目録

(単位：円)

流動資産	5,760,405	その他の固定資産	117,761,083	流動負債	491,602
現金	0	車両運搬具	5,289,281	未払費用	66,350
預貯金	5,541,405	器具及び備品	6,390,365	預り金	425,252
事業未収金	219,000	長期貸付金	1,410,000	固定負債	0
固定資産	120,667,519	民生基金積立資産	12,318,000		
基本財産	2,906,436	社会福祉活動基金積立資産	85,566,510	負債の部合計	491,602
基本財産特定預金	900,000	運用資金積立資産	5,561,527		
有価証券	100,000	骨髄バンク基金積立資産	1,200,000		
建物	32,060	長期前払費用	25,400		
土地	1,874,376	資産の部合計	126,427,924	差引純資産	125,936,322

## 貸借対照表

(単位：千円)

借 方		貸 方	
流 動 資 産	5,760	流 動 負 債	491
固 定 資 産	120,668	固 定 負 債	0
		基 本 金	2,906
		基 金	97,885
		国庫補助金等特別積立金	0
		積 立 金	6,762
		繰 越 金	18,384
計	126,428	計	126,428

## 令和元年度 決算概要 (資金収支内訳書)

期間 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

(単位：円)

サービス区分	収入決算額	支出決算額	次年度繰越金	備 考
1. 法人運営事業資金収支内訳書	51,648,540	49,934,869	1,713,671	
2. ふれあいのまちづくり事業資金収支内訳書	714,000	714,000	0	
3. 機関誌発行事業資金収支内訳書	1,272,000	1,272,000	0	
4. 社会福祉大会事業資金収支内訳書	523,000	523,000	0	
5. 点字広報紙「ごうつ社協」発行事業資金収支内訳書	10,000	10,000	0	
6. 和光園大学事業資金収支内訳書	334,722	334,722	0	共同募金助成事業
7. 一人暮らし老人宅訪問事業資金収支内訳書	150,000	150,000	0	
8. 敬老会事業資金収支内訳書	230,000	230,000	0	
9. 福祉教育実施校助成事業資金収支内訳書	684,000	684,000	0	
10. 地域福祉学習推進事業資金収支内訳書	180,000	180,000	0	
11. 新たな支え合いファンド助成事業資金収支内訳書	727,177	727,177	0	
12. 活動基金運営事業資金収支内訳書	8,357,929	7,761,732	596,197	
13. 民生基金貸付事業資金収支内訳書	1,021,252	160,000	861,252	
14. 法人後見事業資金収支内訳書	3,033,812	2,115,277	918,535	
15. 福祉バンク運営事業資金収支内訳書	1,582,915	907,538	675,377	
16. 骨髄バンク基金事業資金収支内訳書	132,714	100,000	32,714	
17. フードバンク基金事業資金収支内訳書	15,939	0	15,939	
18. ボランティアセンター事業資金収支内訳書	7,481,253	7,080,981	400,272	
19. ボランティアバンク事業資金収支内訳書	77,503	77,503	0	
20. 生活福祉資金収支内訳書	436,800	436,800	0	県社協受託事業
21. 日常生活自立支援事業資金収支内訳書	11,119,600	11,119,600	0	〃
22. 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業資金収支内訳書	1,000,000	1,000,000	0	〃
23. 地域介護予防活動支援事業資金収支内訳書	3,000,000	3,000,000	0	市受託事業
24. 市民後見推進事業資金収支内訳書	100,000	100,000	0	〃
25. 高齢者等生活支援体制整備事業資金収支内訳書	2,500,000	2,500,000	0	〃
26. 生活困窮者自立支援事業資金収支内訳書	9,901,400	9,901,400	0	〃
27. 指定寄付金配分事業資金収支内訳書	150,000	95,154	54,846	
合 計	106,384,556	101,115,753	5,268,803	

# 令和2年度 江津市社会福祉協議会の事業計画及び予算を紹介します

## 基本方針

少子高齢化、人口減少が急速に進んでおり、家族の規模や構成、働き方の変容など社会構造の変化を背景に家族や職場、地域の支え合い機能が低下しており、社会的孤立や虐待、経済的困窮、貧困等の世代間連鎖など従来の制度やサービスの枠組みだけでは対応できない制度の狭間の問題や複合的な課題が顕在化しています。

国においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして福祉制度改革が進められており、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。この包括的な支援体制の構築を図るため、国では「断らない相談支援」「社会とのつながりや参加の支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う新たな市町村事業の創設等を内容とする社会福祉法等のさらなる改正を図る予定とされています。

これらのことを踏まえ、本協議会では平成30年度からスタートした「第3次江津市地域福祉計画」と連動した「第3次地域福祉活動計画」に基づき、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、行政はもとより地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア、NPO団体などと協力し、地域における連携・協働の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けた取り組みを進めます。

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命とする社協として、今日的課題をしっかりと受け止め、その解決に向けた取り組みを進め、自助、共助、公助を複合的に組み合わせた地域福祉活動により福祉の江津（まち）づくりの実現を目指します。

## 主な活動目標・計画の推進

### I. 地域福祉を担う人づくり

#### (1) 福祉教育の推進と地域福祉の意識づくり

- ①福祉教育実施校助成事業 ②地域福祉学習推進モデル事業 ③あいサポート運動の推進 ④江津市総合社会福祉大会の開催
- ⑤福祉ふれあいチャリティーバザーの開催 ⑥生活支援体制整備事業

#### (2) ボランティアなど市民活動の育成、支援

- ①ボランティアの養成 ②ボランティアリーダーの養成 ③意思疎通・移動支援ボランティアの養成 ④ボランティア登録の促進
- ⑤ボランティア団体連絡会の開催 ⑥ボランティアセンターの運営評価 ⑦民間助成事業の利用支援
- ⑧ボランティアセンターの機能の充実

### II. 地域づくりを展開するまちづくり

#### (1) 地域福祉活動の体制づくり

- ①地域福祉座談会の開催 ②民間助成事業の利用支援 ③社協地区支会との連携強化と活動の活性化
- ④地域介護予防活動支援事業 ⑤障がい者サロンの設置検討 ⑥福祉委員制度の見直し ⑦生活支援体制整備事業

#### (2) 地域の関係機関の連携体制づくり

- ①江津市社会福祉法人連絡会の活動推進

#### (3) 安心・安全を支える地域のネットワークづくり

- ①災害ボランティアセンターの体制整備 ②地域介護予防活動支援事業

### III. 地域福祉を支える支援体制づくり

#### (1) サービスの提供体制づくり

- ①福祉バンク運営事業（福祉用具貸出事業） ②地域介護予防活動支援事業 ③生活支援まごころフレッシュサービス事業
- ④江津和光園大学ふれあい教室の開催 ⑤歳末声かけボランティアの実施 ⑥骨髄バンク基金事業 ⑦福祉バス運行事業
- ⑧生活福祉資金貸付事業 ⑨民生基金貸付事業

#### (2) 相談体制・情報提供体制の充実

- ①ふれあい福祉センター総合相談事業 ②福祉委員制度の見直し ③ホームページの更新 ④広報紙の発行 ⑤広報紙の点訳提供
- ⑥広報紙の音訳提供

#### (3) 権利擁護・虐待防止対策の推進

- ①日常生活自立支援事業 ②法人後見受任事業 ③権利擁護人材の育成

#### (4) 生活困窮者等の自立支援の推進

- ①生活困窮者自立相談支援事業 ②緊急一時食糧支援事業（フードバンク事業） ③生活困窮者日用品等提供事業
- ④入居債務保証支援事業

#### (5) 地域福祉に関する基盤整備

- ①福祉バス運行事業 ②社協地区支会との連携強化と活動の活性化 ③民間助成事業の利用支援
- ④社会福祉活動基金事業（福祉団体助成） ⑤本市社協の体制づくり ⑥生活支援体制整備事業

#### (6) 団体事務の受託

- ①江津市民生児童委員協議会 ②江津市老人クラブ連合会（一部受託） ③島根県共同募金会江津市共同募金委員会
- ④日本赤十字社島根県支部江津市地区

# 令和2年度 江津市社協予算

## 収入内訳

(単位：円)

科目名	説明	金額
会費	一般会費(個人) 8,622,000 ボランティア(個人) 9,000	8,631,000
寄付金	一般寄附金 20,000 香典返し寄附金 3,426,000 骨髓バンク寄附金 1,000 災害支援金 1,000 フードバンク寄附金 1,000	3,449,000
補助金、助成金	市補助金 39,100,000 全社協助成金 1,000	39,101,000
受託金	市受託金 26,108,000 県社協受託金 2,165,000	28,273,000
事業収入	福祉機材貸出損傷料 1,000,000 後見等報酬 2,408,000 福祉事務所分室貸付料 180,000 日常生活自立支援事業利用料収入 538,000 ボランティアセンター利用料収入 2,078,000 市民後見人講座参加料収入 50,000	6,254,000
償還金収入	民生基金の償還金 338,000	338,000
共同募金配分金	令和元年度募金結果に伴う社協事業への配分金	1,864,000
負担金収入	市民児協 410,000 市老連 150,000 日赤江津地区事務負担金 300,000	860,000
雑収入、受取利息	預金利息等	77,000
サービス区分間繰入金収入	各サービス区分間での資金運用額 法人運営サービス区分繰入金 10,812,000 活動基金サービス区分繰入金 2,667,000 法人後見事業繰入金 1,200,000	14,679,000
積立預金取崩し収入	活動基金積立預金取崩 1,770,000 骨髓バンク基金積立預金取崩 300,000	2,070,000
繰越金	令和元年度からの繰越金 法人運営事業 1,687,000 活動基金運営事業 300,000 民生基金貸付事業 860,000 福祉バンク運営事業 600,000 骨髓バンク基金事業 32,000 ボランティアセンター事業 400,000 法人後見事業 870,000 フードバンク基金事業 15,000 指定寄付金配分金事業 54,000	4,818,000
合 計		110,414,000

## 支出内訳

(単位：円)

科目名	説明	金額
法人運営事業	会議費 719,000 事務費 4,088,000 広報費 230,000 役員報酬 960,000 職員人件費 29,791,000 賃借料 500,000 その他 556,000 社協運営助成金 566,000 サービス区分繰出金 { 日常生活自立支援事業 9,266,000 機関誌発行事業 1,272,000 社会福祉大会事業 274,000	48,222,000
ふれあいのまちづくり事業	ふれあい福祉センター総合相談事業 714,000	714,000
ボランティアセンター事業	まごころサービス事業費 2,698,000 歳末一人暮らし老人宅訪問諸費 1,064,000 ボランティア研修会 680,000 会議費 40,000 広報費 50,000 事務費 485,000 職員人件費 2,260,000 保険料 50,000	7,327,000
受託事業費	県社協 生活福祉資金貸付事業 436,000 日常生活自立支援事業 1,729,000 市 地域介護予防活動支援事業 3,000,000 障がい者支援ボランティア養成事業 300,000 高齢者等支援体制整備事業 13,000,000 生活困窮者自立支援事業 9,110,000 市民後見推進事業 698,000	28,273,000
共同募金配分事業	敬老会 230,000 江津和光園大学 334,000 一人暮らし老人宅歳末訪問 150,000 福祉教育実施校研修助成金 676,000 機関誌発行 1,272,000 社協広報点訳 8,000 社会福祉大会 540,000 地域福祉学習 200,000	3,410,000
活動基金運営事業	福祉バスの運営 1,921,000 団体への助成 700,000 サービス区分繰出金 法人運営事業 677,000 ボランティアセンター事業 1,990,000	5,288,000
民生基金貸付事業	民生基金の貸付 1,000,000	1,000,000
フードバンク基金事業	備品、消耗品購入 15,000	15,000
福祉バンク運営事業	福祉機材の貸出事業 ベッド3台購入費 200,000 修繕費・備品購入代 他 1,011,000 業務委託費 200,000	1,411,000
骨髓バンク基金事業	見舞金の支給 300,000	300,000
日常生活自立支援事業	専門員人件費 9,266,000 生活支援員給与 他 538,000	9,804,000
法人後見事業	後見事務費 1,058,000 法人運営繰出金 1,200,000 非常勤給与 700,000	2,958,000
市民後見推進事業	テキスト購入代等	50,000
指定寄付金配分金事業	消耗品購入代等	55,000
予備費	令和2年度事業予備費 法人運営事業 413,000 活動基金運営事業 218,000 民生基金貸付事業 200,000 福祉バンク運営事業 200,000 骨髓バンク基金事業 34,000 ボランティアセンター 200,000 フードバンク基金事業 2,000 法人後見事業 320,000	1,587,000
合 計		110,414,000



## 赤い羽根共同募金助成事業

# 令和2年度 地域で育てる“支え合える心”助成金事業 募集のご案内

### ●目的

江津市の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体や福祉団体の緊急性の高い活動等を積極的に応援して、江津市の地域福祉の向上を図るために助成するものです。

### ●助成対象

江津市内に拠点有する、社会福祉協議会支会・自治会・ボランティア団体等が、地域での生活課題やニーズなど柔軟に対応する活動、地域のつながりなど共生社会づくりを推進する活動等々です。

助成対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。

### 【助成対象活動例】

- 各種相談会（子育て、ひきこもり、介護等）
- 居場所づくり（健康生きがい、茶話会、子ども食堂、サロンやカフェ等）
- 日常生活支援（買い物、配食、ゴミ出し等）
- 住民交流（地域の伝統文化や郷土の歴史などを通じた住民交流会等）
- 防災・防犯（防災訓練や研修、夜間パトロール等）
- 見守り（高齢者、障がい者、子どもの見守りや声掛け）
- 子どもや学生主体活動（社会奉仕、環境美化等）
- 地域の担い手づくり（地域での話し合いの場づくり等）
- 地域活動拠点整備（集会所など小地域の活動拠点に必要な備品整備等 ※災害等に起因するものに限る）

### ●助成金額および助成金決定交付の時期

助成額は、1事業あたり原則7万円以内とします。ただし事業の内容により最大10万円まで助成可能。

令和2年度の助成総額は35万円以内とし、江津市共同募金委員会の助成審査委員会の審査により決定。

助成決定の場合、令和2年8月中に助成金を交付する予定。

### ●助成対象経費

助成金の対象経費は次のとおりです。（人件費、飲食のみを目的とした経費は不可です）

- (1)謝金 (2)旅費交通費 (3)消耗品費 (4)材料費 (5)印刷費 (6)通信費 (7)賃借料 (8)備品購入費
- (9)その他、江津市共同募金委員会が必要と認める経費

### ●申請方法【お願い：助成申請予定の場合は、必ず事前に下記お問い合わせ先までご連絡ください】

- (1) 所定の申請書類（助成金申請書）に必要事項を記入し提出してください。※「助成金申請書」は江津市社会福祉協議会内にあります。

パソコン等による申請書作成の場合、ホームページ（<https://gotsu-syakyo.jp/>）からダウンロードしていただくか、こちら（[info@gotsu-syakyo.jp](mailto:info@gotsu-syakyo.jp)）宛てにメールをお送りください。

- (2) 申請締め切り日 令和2年7月24日(金)必着

※過去に本事業の助成決定を受けた団体等は、一定期間助成申請が不可になることがあります。

問い合わせ先 江津市共同募金委員会（江津市社会福祉協議会内 ☎52-2474、✉ [info@gotsu-syakyo.jp](mailto:info@gotsu-syakyo.jp)）



## 「令和2年度 江津市赤い羽根テーマ募金助成事業」参加団体募集のご案内

### ●目的

江津市赤い羽根テーマ募金助成事業は、本市において地域の課題解決や地域社会づくり（まちづくりの推進）などを目指す活動団体等が、自ら行う活動の趣旨を広く市民等に啓発するとともに、その理解と共感に基づく共同募金活動を展開して、団体等が活動に必要な資金（共同募金助成金）確保を通じた、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

### ●助成対象団体（赤い羽根テーマ募金に参加できる団体）

福祉に係る社会課題、地域課題等を的確に捉え、その課題解決の必要性を広く市民等に伝え、共同募金の一環として、募金の呼びかけができる※非営利団体等

※ 江津市内を活動範囲とする各種ボランティアや市民活動団体等。法人格の有無は問いません。

### ●募金目標額および募金活動

江津市赤い羽根テーマ募金助成事業の参加申請する団体等は、募金目標額（最低3万円以上であれば上限はありません）をあらかじめ設定していただきます。

参加団体等は、令和3年1月1日から同年3月31日までに、振込用紙付きチラシ等により自らの活動の必要性を訴えながら、その活動に必要な資金を主体的に調達するための募金活動を行っていただきます。

### ●助成金額および助成金決定交付の時期

参加団体等への助成金は、募金実績額から事務費（事務費は募金額の10%とし千円未満は切り捨てた額。また、事務費の上限は10万円）を控除し、加算助成金（加算助成金は、50万円以下の募金額の20%。または、50万円を超える募金額の10%のいずれか。なお、加算助成金の上限は50万円）を加えた金額（千円未満切り捨て）になります。なお、助成金の交付決定は、令和3年6月頃の予定です。

◎江津市赤い羽根テーマ募金による助成事業の詳細については、江津市共同募金委員会（江津市社会福祉協議会内）☎0855-52-2474にお問い合わせください。また、助成事業に参加希望の場合、7月24日(金)までに江津市共同募金委員会（江津市社会福祉協議会内 電話52-2474）へご連絡ください。

## 社会福祉協議会会費へのご理解とご協力をお願いします!

社協会費は誰もが住み慣れた地域で助け合い、支え合い、安心して住み続けられるよう、福祉のまちづくりに向けた事業を推進するための法人運営費に活用させていただいており、江津市の補助金、共同募金の助成金、寄付金等とともに地域福祉活動を支える財源の大きな柱となっています。

これらを財源とし推進している福祉事業は、日常生活に不安のある方への支援事業、心配ごとなどの相談事業、小中学校の福祉教育や福祉バスの運行事業、福祉用具の貸付及び高齢者のふれあいサロン事業など、多岐にわたります。

こうした活動を支えていただく基礎的資金として一世帯あたり1,000円の会費の拠出をお願いいたします。

### 令和2年度 江津市老人クラブ連合会 [演芸大会]の中止について

平成14年度から開催されて今年度で19回目になりますが、令和2年度の「演芸大会」につきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から中止することに決定いたしましたので、お知らせいたします。



## シリーズ 権利擁護 ♪ - 権利擁護をもっとあなたの身近に... -

Vol.1

### 権利擁護ってなに？

江津市社会福祉協議会 権利擁護推進委員会副委員長

社会福祉士 阪田 健嗣さん

「権利擁護」という言葉をご存知の方も多いと思います。一人ひとりの「権利」を「護る」という意味です。私たちの多くは、「自分がだれと、どこに住み、どのような仕事をして、どのように暮らすのか」ということについて、当たり前のように自分で決めて、実現していることと思います。

しかし、障がいや認知症などにより、コミュニケーションが困難な状態や判断能力が低下して、自分の人生を自分で決めることができない、自分の権利を自分で使うことができないと感じている人がいます。例えば、「どのようにお金を使えばよいか考えられない」、「郵便物の内容が理解できない」、「福祉サービスの利用の仕方が分からない」など、これらの人の生活・権利を護るためには家族や地域の支援が必要です。

権利擁護には、生命、身体、財産、名誉など基本的人権を護るという面（虐待や差別から本人を護ることなど）と、本人の権利を尊重して必要なサービスや量を自分で選択して利用することを支援するという一面があります。いずれの場面でも、「その人らしい人生を送る」という、すべての人が当たり前の生活を支援することが「権利擁護」の目的だと考えます。

## ご寄附ありがとうございました

—地域福祉のために大切に活用させていただきます—

### ●香典返し寄附金

3月1日から5月31日受付分まで・順不同 ※香典返し寄附金で（ ）内の氏名は故人

#### 二宮町

宮内 和正様 (宮内キミコ様)  
佐々木 秀美様 (佐々木アサヨ様)

#### 敬川町

松永 充子様 (松永悦子様)  
中田 誠規様 (中田和夫様)

#### 都野津町

大埜 賢一様 (大埜博様)  
佐々木 信治様 (国沢巴様)  
高田 宜弥様 (高田久美子様)

#### 和木町

風早 真二様 (風早知子様)  
(風早孝博様)

#### 嘉久志町

森 幹男様 (森巴様)  
焼杉 正明様 (焼杉久子様)  
田中 晃様 (田中久美子様)  
佐々木 文子様 (佐々木重朗様)

#### 江津町

西本 哲朗様 (西本静枝様)  
清田 実様 (清田ヒサヨ様)  
清田 寛子様 (井野下久子様)  
黒目 光恵様 (黒目芳男様)

#### 渡津町

森脇 洋一郎様 (森脇玉枝様)  
坂本 淳子様 (坂本重定様)

#### 浅利町

青木 八重子様 (青木榮子様)  
浅野 芳友様 (浅野智佐子様)  
高根 健信様 (高根順子様)  
森口 観爾様 (森口篤枝様)

#### 後地町

鎌田 昭彦様 (鎌田謙一郎様)  
高村 洋様 (高村八代子様)

#### 桜江町

階本 カズコ様 (階本長市様)

#### 桜江町

米原 民子様 (米原弘様)  
原田 典子様 (原田清志様)  
佐々木 洋平様 (佐々木章様)  
弥重 秀睦様 (弥重一子様)  
中原 正恵様 (中原國子様)  
加藤 哲様 (加藤三枝子様)

#### 嘉久志町 (和木町)

土田 雅彦様 (土田園子様)

#### 松江市

森岡 隆史様 (森岡國男様)

#### 松江市 (桜江町)

中村 和久様 (中村久左衛門様)

#### 神戸市 (金田町)

永井 孝一様 (永井千鶴子様)

島根県農業協同組合 いわみ中央地区本部 様  
JAしまねいわみ中央女性部 様 より

### プルタブ回収運動を通じて車椅子をご寄贈いただきました

4月12日、江津市社会福祉協議会内にて、同組合本部長 佐々木 豊 様より江津市社会福祉協議会 黒川会長へ目録が手渡されました。

今回ご寄贈いただきました車椅子は、在宅生活の高齢者や障がい者等を支援する福祉用具貸出事業を通じ地域福祉の充実に役立てていきたいと思っております。本当にありがとうございました。



令和2年4月から  
生活支援相談セン  
ター相談支援員に  
就任しました

たけだ たつや  
武田 達哉

相談支援員の武田達哉です。  
なんでもお気軽にご相談ください。  
お待ちしております。

#### 法律相談【弁護士】(要予約)

7/9(木) 13:00~15:00 (江津会場)  
8/13(木) 13:00~15:00 (江津会場)  
9/10(木) 13:00~15:00 (江津会場)

#### 福祉相談【担当職員】

月曜～金曜 9:00～16:00 (江津会場)  
(祝祭日は除く)

#### 一般相談【司法書士・民生委員】(要予約)

7/31(金) 9:00~12:00 (江津会場)  
8/18(火) 9:45~12:00 (桜江会場)  
8/28(金) 9:00~12:00 (江津会場)  
9/25(金) 9:00~12:00 (江津会場)

※江津会場⇒江津市社会福祉協議会 (江津ひと・まちプラザ“パレットごうつ”2階)  
※桜江会場⇒桜江総合センター3階トレーニングルーム (江津市社会福祉協議会桜江連絡所の隣)  
⑤新型コロナウイルスの流行状況によっては、中止や開催方法の変更 (電話相談など) を行う場合があります。

◎相談は無料です。また、相談により知り得た秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。  
◎福祉相談については、担当者不在の場合もありますので、なるべく事前に電話等でご相談ください。

【予約・お問い合わせ先】 TEL (0855)52-6710 FAX (0855)52-2308